

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

茨城大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	6
領域 2	内部質保証に関する基準	13
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	26
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	33
領域 5	学生の受入に関する基準	40
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	47
	基準の判断 総括表	47
	人文社会科学部	48
	教育学部	52
	理学部	56
	工学部	60
	農学部	63
	人文社会科学研究科	67
	教育学研究科	81
	理工学研究科	95

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 茨城大学
 (2) 所在地 茨城県水戸市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	人文社会科学部、教育学部、理学部、工学部、農学部
大学院課程	人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科、農学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部6,729人、大学院1,178人
教員数	専任教員数：518人、助手数：3人

2 大学等の目的

茨城大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、有為な人材を育成するとともに、併せて地域社会の文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。(茨城大学学則第1条)

茨城大学大学院(以下「大学院」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。(茨城大学大学院学則第1条)

各学部・研究科の目的は、以下のとおりである。

【人文社会科学部】

本学部は、文系の総合学部として、人間の文化と社会に関する専門性を持ちながら、世界のさまざまな地域で活躍できる人間を育成することを目的とする。(茨城大学人文社会科学部規程第2条)

【教育学部】

本学部の教育研究上の目的は以下のとおりとする。(茨城大学教育学部規程第2条)

- (1) 教育上の目的

ア 幅広い知識と豊かな感性を備え、人間性の向上を目指し、教育上の諸課題を解決するために学び続ける、実践力のある教員を養成すること。

イ 現代の多様な社会的課題を理解し、解決することに貢献できる、実践力ある幅広い分野の教育的人材を育成すること。

(2) 研究上の目的

ア 教育文化に関わる人間・社会・自然の幅広い領域において学問知の発展に貢献すること。

イ 現代の多様な教育的・社会的課題を理論的に解明し、解決に資する実践的な知見を得ること。

【理学部】

本学部は、自然科学の基礎とその諸分野についての専門的知識を修得させ、総合的な理解力及び判断力と豊かな人間性を培うことにより、学問の進歩と社会の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。（茨城大学理学部規程第2条）

【工学部】

本学部は、科学的思考力、創造力、応用力とともに豊かな人間性及び高い識見を身につけた人材を養成することを目的として、幅広い教養及び工学に関する基礎的、専門的学術に係る教育を行う。（茨城大学工学部規程第2条）

【農学部】

本学部は、地域の特性を活かした実践的専門教育により、国際的な視点による食料・食品の高度化及び農業を核とした新産業創出に主体的かつ意欲的に取り組み、地域農業と地域コミュニティの活性化を支える実務型農学系人材の育成を理念として掲げ、地域社会と連携して、農学に関する専門知識と技術を涵養し、国際社会における課題に対峙するための異文化理解、深い洞察力及び課題発見・解決力並びに社会で活躍するための幅広い教養と人間力を醸成する教育を行うことを目的とする。（茨城大学農学部規程第2条）

【人文社会科学研究科】

研究科は、変化の激しい社会の中で、永く高度専門職業人であり続けられるように、広い視野を持ちながら自ら専門性を深化・拡張し学び続けられる人材を養成するために、多様なニーズに対応した深い専門性と質の高い教育を提供するとともに、人文科学又は社会科学に関する探求を通じて、高い専門知識と能力を持ちつつ、複眼的な視野で物事を判断し、多様な人びとと協働しながら社会の持続的な発展のために地域の課題を解決して地域を活性化させることができる人材の育成を図ることを目的とする。（茨城大学大学院人文社会科学研究科規程第2条）

【教育学研究科】

研究科の教育研究上の目的は以下のとおりとする。（茨城大学大学院教育学研究科規程第2条）

(1) 多様な子どもを深く理解し、すべての子どもの力を伸ばす高い実践力を有する教員を養成すること。

(2) 社会や地域の教育課題を理論的に追究し、学校内外の人々と協働して解決に取り組むことができる教員を養成すること。

【理工学研究科】

研究科は、科学・技術における基礎及び応用を教授研究し、学術の深奥をきわめるとともに、高度な研究応用能力と豊かな学識を有する研究者並びに高度専門職業人を育成し、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。（茨城大学大学院理工学研究科規程第2条）

【農学研究科】

研究科は、地域・国際社会で自立的に問題解決ができる力を持った農学系高度専門人材の育成を理念として掲げ、国内外の農業を俯瞰し、地球規模の環境変動に適応した持続的食料生産に係る高度な専門知識と技術を醸成するとともに、異文化、異分野の動向を的確に判断し、深い洞察力をもって、農業と環境に関する課題を発見・解決できる力を涵養する教育研究を行うことを目的とする。（茨城大学大学院農学研究科規程第2条）

3 特徴

茨城大学は昭和24年に文理学部・教育学部・工学部の3学部からなる新制大学として発足し、現在までに5学部4研究科を有する総合大学として発展してきた。

第3期中期目標期間では、「地域創生の知の拠点となる大学、その中で世界的な強み・特色の輝く大学の構築」をミッションとし、複数の分野の計画を互いに関連させ、多面的に取り組むため、中期計画を6つの戦略的取組にまとめ、改革を進めている。

【6つの戦略的取組と成果】

1. 茨城大学型基盤学力育成

ディプロマ・ポリシー（以下「DP」という。）で定めた5つの茨大型基盤学力（①世界の俯瞰的理解②専門分野の学力③課題解決能力・コミュニケーション力④社会人としての姿勢⑤地域活性化志向）を身に付けた人材を輩出するため、3つの改革を一体的に推進。

教育組織の改革

学部・研究科のほぼ全面改組、改組と連動した3つのポリシーに基づく教育課程の整備、全学－学部－学科等の3層構造で整合性を持ったDPの策定。

教育内容の改革

専門教育と一貫性を持った基盤教育への再編、 Semester制とクォーター制の利点を組み合わせた2学期クォーター制の導入、原則的に必修科目を開講せず主体的・能動的な長期学外学修を可能とするiOP（internship Off-campus Program）期間の設定。

教育システムの改革

学修成果をデータで可視化し、全学－学部－学科等－教員の各階層において点検・評価を行い、教育の質を向上する「4階層質保証システム」の構築。

2. 地域経営力育成・強化

地域経営人材や優れた教員など各分野の実践的人材を輩出するため、以下の取組を実施。

教育環境の整備

地域企業、自治体等のニーズに応えた社会人リカレント教育プログラムの開発・実施、教職大学院の設置。

地域志向教育の強化

「茨城学」を開講し、COC+参加校間での遠隔授業による地域志向の涵養、5学部混合地域PBLなど学部横断型演習科目の実施、地域を志向した実践的教育プログラムを全学共通教育に位置付け。

3. 地域産業イノベーション強化

本学の強みである研究分野を生かし、主に以下の6分野について、地域と連携して複合的・学際的な視野に立った研究を実施。

人文・社会科学分野

中山間地域活性化等の地域課題をテーマとした組織的な研究。

教育学分野

神経・生理学的教育、環境教育等の教科・領域横断的な共同研究。

宇宙科学分野

国立天文台や他大学と協力して宇宙電波望遠鏡等を活用した連携観測。

工学分野

金属材料解析・プロセス開発等に関する研究。

農学分野

農業生産から食品流通までのプロセスと、機能性農産物の開発から健康科学に接続する分野までを総合的に扱う「食生命科学」分野の開拓。

芸術・文化分野

本学所有の六角堂を含む岡倉天心遺蹟の保存と活用等の研究を通じた主に県北地域の芸術・文化の活性化。

各分野での地域との共同研究を通じて、平成28年度には本学初となる組織対組織の包括連携協定を締結するなど、地域創生の推進に向けて、地域産業振興・地域課題解決に貢献。

4. 地域特性を生かした全国的教育研究拠点形成

本学の特色ある研究分野として、量子線科学分野と地球環境変動及び湖沼・水環境科学分野を設定し、学内外経費による重点的な支援の下、全国

的教育研究拠点を形成。

量子線科学分野

理工学研究科量子線科学専攻設置、東海サテライトキャンパス開設、フロンティア応用原子科学研究センターによる大強度陽子加速器施設ビームラインの有効活用。

地球環境変動及び湖沼・水環境科学分野の拠点整備

気候変動適応法に基づく茨城県地域気候変動適応センターを学内に設置（大学として全国初）、地域環境・地球環境の研究・連携組織として「地球・地域環境共創機構」を発足。

5. グローバル展開

国際連携教育の推進や海外機関との研究交流により本学の社会的プレゼンスを向上。

国際連携教育の推進・強化

実践的英語教育と留学生の受入・派遣体制の強化、大学の世界展開力強化事業（AIMSプログラム）や日越大学への参画（日越両国政府の合意に基づきベトナム国家大学の傘下大学として開学。日本の複数大学との連携による充実した教育課程を実施）、インドネシア国政府との連携に基づくブリッジプログラムによるインドネシア国内教員の能力育成など国際連携ネットワークを構築。

国際的研究拠点形成

量子線科学分野及び気候変動適応分野を中心に、海外の先端的研究機関との連携協定を活用した研究者及び学生の相互交流による拠点形成を推進。

6. 組織改革・ガバナンス改革

学長のリーダーシップを支える**大学データ分析や助言体制の整備**、学長及び各部局に対してアドバイザーボードを設置し**社会のニーズを踏まえた改善**、6つの戦略に応じた**広報戦略の展開**、内部質保証に係る規則の策定とそれに基づくFD・SD等による**内部質保証体制の充実**により、社会変化への柔軟な対応、教育研究の質保証、社会に開かれた大学運営を推進している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（H28教育学研究科）		
	1-1-1-02 設置計画の概要（H28理工学研究科）		
	1-1-1-03 設置計画の概要（H29人文社会科学部）		
	1-1-1-04 名称変更の概要（H29人文社会科学部）		
	1-1-1-05 設置計画の概要（H29農学部）		
	1-1-1-06 設置計画の概要（H29農学研究科）		
	1-1-1-07 設置計画の概要（H30工学部）		
	1-1-1-08 設置計画の概要（H30理工学研究科）		
	1-1-1-09 基本計画書（R3人文社会科学研究科 人文科学専攻）		
	1-1-1-10 基本計画書（R3人文社会科学研究科 社会科学専攻）		
	1-1-1-11 基本計画書（R3教育学研究科）		
・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
改組の経緯			
(H28教育学研究科)			
教育学研究科は、茨城県全体の教育力を向上するため、教育実践を洞察して自らの実践を振り返ることのできる高度な実践力を身に付け、学校内にとどまらず地域の学校を育てるコーディネータとなり得る高度専門職としての教員を養成することを目指して、平成28年度に改組し、教職大学院として教育実践高度化専攻を設置した。			
(H28理工学研究科)			
理工学研究科（博士後期課程）は、全国有数の研究施設・工業集積地域である茨城県の特性を踏まえ、地域の人材ニーズに対応し、企業や各種機関、自治体等の社会の多様な場所で広く活躍できる博士レベルの高度専門職業人の育成を目指して、平成28年度に改組し、従来の5専攻を3専攻（量子線科学専攻、複雑系システム科学専攻、社会インフラシステム科学専攻）に再編した。あわせて、理工学研究科（博士前期課程）は、「粒子線」に限られている応用粒子線科学専攻を拡充強化し、「量子線」を中心とした量子線科学専攻に改組した。			

(H29人文社会科学部)			
人文社会科学部は、これまで培った強みを生かしつつ、人文社会科学系学部に対する受験生、地域、社会の様々なステークホルダーからの新たな要請に応えるため、幅広い分野の体系的な教育を実現し、広い視野と専門的な知識・スキルに加え実践的・汎用的能力を持った人材を養成することを旨として、平成29年度に人文学部を人文社会科学部に改組し、従来の2学科を3学科（現代社会学科、法律経済学科、人間文化学科）に改編した。			
(H29農学部)			
農学部は、6次産業化や、工学・医学・薬学等との連携の拡大、グローバル化への対応等、農学に対する社会的要請の大きな変化に応えるため、生産力の強化・高度化のみならず、国際的視野に立って、経営的感覚をもち、安全・安心な農産物の生産、加工、流通の各段階を担う人材を育成することを旨として、平成29年度に改組し、従来の3学科を2学科（食生命科学科、地域総合農学科）に改編した。			
(H29農学研究科)			
農学研究科（修士課程）は、6次産業化や輸出などに取り組む革新的な産地づくりや、地域資源を活用した中山間地域の活性化など、地域及びグローバル社会の多様な課題に対応した改革を支えるため、農学全般についての高い見識と専門性及び多面的視野をもって、地域社会の活性化や人類の持続的発展に貢献できる実践力を有する高度専門農学系人材の育成を旨として、平成29年度に改組し、従来の3専攻を1専攻（農学専攻）に改編した。			
(H30工学部)			
工学部は、先端的研究機関やグローバル企業が集中している地域的特性を活かして、我が国の産業基盤を支えるとともに第4次産業革命等の社会の変化に対応できる実践的工学系人材を養成するため、IoTやAI等の各分野における最新の潮流に教育体制を対応させ、茨城大学が地域・産業界から強化を求められている工学系5分野に重点的に取り組むための教育組織の改革を旨として、平成30年度に改組し、従来の8学科を5学科（機械システム工学科、電気電子システム工学科、物質科学工学科、情報工学科、都市システム工学科）に改編した。			
(H30理工学研究科)			
理工学研究科（博士前期課程）は、高い課題発見能力・課題解決能力・コミュニケーション能力を有し、グローバルに活躍でき、第4次産業革命等の社会の変化に対応して科学技術創造立国に寄与するとともに、地域的特性を活かして我が国の産業基盤を支える新たな知識や価値を生み出す理工系人材を養成するため、IoTやAI等の各分野における最新の潮流に教育体制を対応させ、茨城大学が地域・産業界から強化を求められている工学系5分野に重点的に取り組むための教育組織改革を行い、将来的には学部、博士前期課程の6年一貫教育の実施を旨として、平成30年度に改組し、従来の8専攻を6専攻（機械システム工学専攻、電気電子システム工学専攻、情報工学専攻、都市システム工学専攻、量子線科学専攻、理学専攻）に改編した。			
(R3人文社会科学研究科)			
人文社会科学研究科は、地域のグローバル化や第4次産業革命、世界的競争の激化、少子高齢化、人口減少等の急速な社会・地域の変化に対応し、当該研究科の社会・地域における中核的な人材育成機関としての機能を更に強化するため、人文科学系と社会科学系の専門知識に基づきながら、変化の激しい社会において、永く高度専門職業人として活躍できるよう、広い視野を持ちながら自ら専門性を深化・拡張し学び続けられる人材の養成を旨として、令和3年度に改組し、従来の2専攻を新たな2専攻（人文科学専攻、社会科学専攻）へ改編した。			
(R3教育学研究科)			
教育学研究科は、平成28年度に教職大学院を設置して以降に新たに提起された教育課題への対応や、教科・分野横断的視点、多様な子供への対応力を身に付けた教員需要への対応のため、「深い専門性」と「広い視野」をもって様々な人と連携し、多様性のある「子どもを深く理解できる力」をもって教育課程をマネジメントできる教員の養成を旨として、令和3年度に改組し、大学院修士課程の3専攻（障害児教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻）を教職大学院（専門職学位課程）へ改編した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目 1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
	1-2-2-01 ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型）—中間評価 成果報告書—		
	1-2-2-02 ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型）—事業結果説明書（令和2年度）—		
	1-2-2-03 茨城大学のダイバーシティの取組（リーフレット）		
	1-2-2-04 茨城県女性リーダー登用先進企業として表彰		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	1-3-1-01 組織図・運営体制		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-02 茨城大学学則	第4条, 第6条	
	1-3-1-03 茨城大学大学院学則	第4条～第6条	
	1-3-1-04 国立大学法人茨城大学組織規則	第18条～第18条の5 第20条～第20条の4 第25条	
	1-3-1-05 茨城大学の学野に関する規程	第3条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-04 国立大学法人茨城大学組織規則	第18条～第18条の5 第20条～第20条の4 第25条	再掲
	1-3-1-06 茨城大学の学科長に関する規程	第3条	
	1-3-1-07 茨城大学の領域長に関する規程	第3条	
	1-3-1-08 茨城大学の専攻長に関する規程	第3条	
	1-3-1-09 茨城大学全学教育機構規程	第6条	
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-10 役職員等一覧		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 茨城大学人文社会科学部教授会細則		
	1-3-2-02 茨城大学人文社会科学部教育会議細則		
	1-3-2-03 茨城大学教育学部教授会細則		
	1-3-2-04 茨城大学教育学部教育会議細則		
	1-3-2-05 茨城大学理学部教授会細則		

	1-3-2-06 茨城大学理学部教育会議細則		
	1-3-2-07 茨城大学理学部教育会議運営委員会内規		
	1-3-2-08 茨城大学工学部教授会細則		
	1-3-2-09 茨城大学工学部教授会代議員会内規		
	1-3-2-10 茨城大学工学部教育会議細則		
	1-3-2-11 茨城大学農学部教授会細則		
	1-3-2-12 茨城大学農学部教育会議細則		
	1-3-2-13 茨城大学全学教育機構会議細則		
	1-3-2-14 茨城大学大学院人文社会科学部研究科委員会細則		
	1-3-2-15 茨城大学大学院教育学研究科委員会細則		
	1-3-2-16 茨城大学大学院理工学研究科委員会細則		
	1-3-2-17 茨城大学大学院理工学研究科博士前期課程委員会細則		
	1-3-2-18 茨城大学大学院農学研究科委員会細則		
	1-3-2-19 茨城大学大学院理工学研究科博士後期課程委員会細則		
	1-3-2-20 茨城大学人文社会科学部入試判定特別委員会内規		
	1-3-2-21 茨城大学大学院人文社会科学部入試判定特別委員会内規		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人茨城大学教育研究評議会規則	第2条, 第4条	
	1-3-3-02 茨城大学教育改革推進委員会細則	第2条～第3条	
	1-3-3-03 運営体制		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組 1-3-A]（教育改革推進委員会の設置） 平成29年度に、教育改革を担当する「教育改革推進会議」、学士課程および大学院修士・博士前期課程の教育課程の運営・改善を担当するそれぞれの教務委員会（およびそれに相当する委員会）を「教育改革推進委員会」として統合し、教学マネジメントを一元的に進める体制を構築した。	1-3-A-01 平成28年度第10回教育改革推進会議議事要録(非公表)	非公表	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

- ・ 活動取組1-3-Aについて、教育改革推進委員会の設置により、教学マネジメントを一元的に進める体制を構築した。

【改善を要する事項】

該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則		
	2-1-1-02 国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程		
	2-1-1-03 国立大学法人茨城大学内部質保証委員会細則	第2条第1項第1号	
	2-1-1-04 国立大学法人茨城大学内部質保証点検評価・改善検討部会細則		
	2-1-1-05 国立大学法人茨城大学内部質保証実務担当者連絡会内規		
	2-1-1-06 茨城大学内部質保証体制図		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類 2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		
	2-1-2-03 茨城大学教育改革推進委員会細則	第2条第1項第3号	
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類 2-1-3-01 国立大学法人茨城大学全学財務・施設委員会細則		
	2-1-3-02 茨城大学における施設の管理運営の内部質保証の実施に関する要項		
	2-1-3-03 茨城大学情報委員会細則		
	2-1-3-04 茨城大学におけるIT環境の内部質保証の実施に関する要項		
	2-1-3-05 茨城大学図書館規程	第7条-第9条	
	2-1-3-06 茨城大学における図書館運営の内部質保証の実施に関する要項		

	2-1-3-07 茨城大学中央学生委員会細則		
	2-1-3-08 茨城大学における学生支援の内部質保証の実施に関する要項		
	2-1-3-09 茨城大学入学者選考に関する規程	第2条	
	2-1-3-10 茨城大学における学生受入の内部質保証の実施に関する要項		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
<p>[活動取組2-1-A] (自己点検評価にもとづく大学運営)</p> <p>第3期中期目標期間では、網羅的な内容の中期目標・計画を策定し、全学及び部局単位の6か年工程表を併せて作成することで、通常業務の遂行によって部局及び大学全体の年度計画が達成され、中期計画が進展する設計としていた。これに対し、第4期では全学的長期計画「イバダイ・ビジョン2030」の中から焦点化する内容のみを中期目標・計画として定め、「自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む」(大学改革支援・学位授与機構質保証システムの現状と将来像に関する研究会「教育の内部質保証に関するガイドライン」、p.3) 内部質保証体制の中で日常の改善活動なども含めて管理することとし、平成28年度から構築してきた「教育の内部質保証体制」とガバナンス改革を包含した新たな大学運営体制を令和2年度から運用している。</p>	2-1-A-01 イバダイ・ビジョン2030		
	2-1-A-02 ビジョン策定時の学生との意見交換		
	2-1-1-06 茨城大学内部質保証体制図		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
活動取組2-1-Aについて、「教育の内部質保証体制」とガバナンス改革を包含した新たな大学運営体制を令和2年度から運用している。			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程		再掲
	2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-1-2-03 茨城大学教育改革推進委員会細則		再掲
	2-2-1-01 内部質保証制度に基づく教育課程の点検・評価依頼		
	2-2-1-02 教育に係る内部質保証の自己点検・評価（非公表）	非公表	
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程		再掲
	2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-1-2-03 茨城大学教育改革推進委員会細則		再掲
2-2-1-01 内部質保証制度に基づく教育課程の点検・評価依頼		再掲	
	2-2-1-02 教育に係る内部質保証の自己点検・評価（非公表）	非公表	再掲
	2-2-2-01 茨城大学シラバスガイド(令和2年12月)		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程		再掲
	2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-02 茨城大学における施設の管理運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲
2-1-3-04 茨城大学におけるIT環境の内部質保証の実施に関する要項		再掲	
2-1-3-06 茨城大学における図書館運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲	

	2-1-3-08 茨城大学における学生支援の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-10 茨城大学における学生受入の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-2-3-01 令和2年度内部質保証に係る自己点検・評価の実施について（依頼）		
	2-2-1-02 教育に係る内部質保証の自己点検・評価（非公表）	非公表	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-2-4-01 設問およびデータ例（非公表）	非公表	
	2-2-4-02 FD等でのデータ活用例（非公表）	非公表	
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程		再掲
	2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-1-3-02 茨城大学における施設の管理運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-04 茨城大学におけるIT環境の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-06 茨城大学における図書館運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-08 茨城大学における学生支援の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-10 茨城大学における学生受入の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-2-5-01 令和3年度第4回教育改革推進委員会議事要録（案）（非公表）	非公表	
	2-2-5-02 令和2年度第10回全学財務・施設委員会議事要録（非公表）	非公表	
	2-2-5-03 令和2年度第5回情報委員会議事要旨（非公表）	非公表	
	2-2-5-04 令和2年度第4回図書館運営委員会議事要旨（非公表）	非公表	
	2-2-5-05 令和3年度第1回中央学生委員会議事要旨（非公表）	非公表	
	2-2-5-06 令和2年度 第11回入学戦略会議議事概要（非公表）	非公表	

<p>[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程		再掲
	2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-1-3-02 茨城大学における施設の管理運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-04 茨城大学におけるIT環境の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-06 茨城大学における図書館運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-08 茨城大学における学生支援の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-10 茨城大学における学生受入の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-2-5-01 令和3年度第4回教育改革推進委員会議事要録（案）（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-02 令和2年度第10回全学財務・施設委員会議事要録（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-03 令和2年度第5回情報委員会議事要旨（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-04 令和2年度第4回図書館運営委員会議事要旨（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-05 令和3年度第1回中央学生委員会議事要旨（非公表）	非公表	再掲
2-2-5-06 令和2年度 第11回入学戦略会議議事概要（非公表）	非公表	再掲	
<p>[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程		再掲
	2-1-2-01 茨城大学における教育の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-1-3-02 茨城大学における施設の管理運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-04 茨城大学におけるIT環境の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-06 茨城大学における図書館運営の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-08 茨城大学における学生支援の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-1-3-10 茨城大学における学生受入の内部質保証の実施に関する要項		再掲
	2-2-5-01 令和3年度第4回教育改革推進委員会議事要録（案）（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-02 令和2年度第10回全学財務・施設委員会議事要録（非公表）	非公表	再掲

	2-2-5-03 令和2年度第5回情報委員会議事要旨（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-04 令和2年度第4回図書館運営委員会議事要旨（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-05 令和3年度第1回中央学生委員会議事要旨（非公表）	非公表	再掲
	2-2-5-06 令和2年度 第11回入学戦略会議議事概要（非公表）	非公表	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
[活動取組2-2-A]（新たな大学運営モデルの実践） 教育以外も含む全体の内部質保証体制については、これまで、2-1-Aに示したとおり全学の点検評価を司る委員会が部局の各委員会等に年度計画を割り当て、各部局でそれらを遂行する形で全学のマネジメントを行ってきた。その体制では、全学の点検評価担当委員会の開催回数が少なく、情報集約機能がやや弱いことが課題であったため、学部長も大学執行部の一員と定義した上で、理事・副学長・学長特別補佐・学部長（研究科長）をメンバーとする内部質保証委員会を頻繁に開催し、学内の各種情報を集約・判断して計画を進めていくこととした。理事や副学長はそれぞれ担当する全学委員会を責任母体として各部局と連携の上、分野ごとにさまざまな改善を進め、学部長は内部質保証委員会での議論や全学委員会からの指示・依頼を自学部の各委員会に対応しつつ、構成員と協力して改善を進める体制とした。	2-1-1-06 茨城大学内部質保証体制図		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
活動取組2-2-Aについて、理事・副学長・学長特別補佐・学部長（研究科長）をメンバーとする内部質保証委員会を中心に、学内の各種情報を集約・判断して計画を進め、改善をしていく体制を整えた。			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目 2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-3-2-01 大学教育再生加速プログラム（AP）事後評価調査		
	2-3-2-02 大学教育再生加速プログラム（AP）事後評価結果		
	2-3-2-03 教育の質保証システムに関する報告資料（中央教育審議会大学分科会） 2-3-2-04 学生等関係者向け学修成果等の状況報告パンフレット		
[分析項目 2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル		再掲
	2-3-3-01 DP達成度と学修成果に関する報告書		
	2-2-4-01 設問およびデータ例（非公表）	非公表	再掲
	2-2-4-02 FD等でのデータ活用例（非公表）	非公表	再掲
	・領域 4、5、6 の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目 2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻認証評価結果(令和2年3月30日)		
	2-3-4-02 JABEE対応状況		
	2-3-4-03 理学部・JABEE認定結果（1プログラム）（非公表）	非公表	
	2-3-4-04 工学部・JABEE認定結果（6プログラム）（非公表）	非公表	
	2-3-4-05 ASIA GAP認証を取得(茨大HP)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			
<p>【活動取組2-3-A】（教育の内部質保証システム） 基準2-1、2-2、分析項目2-3-1、2-3-2に示した本学の教育の内部質保証の取組は、平成28年7月に文部科学省大学教育再生加速プログラム（テーマV：卒業時の質保証）に採択されたことにより飛躍的發展が図られた。教員による授業点検、学科等による教育プログラムの点検、学部による学位プログラムの点検、全学的な教学マネジメント体制の構築（教育改革推進委員会の設置）について、温度差が徐々に解消され、情報のニーズとそれに対する提供体制が整えられ、先導的モデルとして運営を進めている。これらの取組は中央教育審議会大学分科会を含む64回の講演会やセミナーで報告（うち46回は依頼講演）を行うなど事業の成果普及に努めており、平成30年度の間接評価及び令和2年度の事後評価において最上位のS評価を受けた。</p>	<p>2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル</p>		再掲
	<p>2-3-2-01 大学教育再生加速プログラム（AP）事後評価調査</p>		再掲
	<p>2-3-2-02 大学教育再生加速プログラム（AP）事後評価結果</p>		再掲
	<p>2-3-2-03 教育の質保証システムに関する報告資料（中央教育審議会大学分科会）</p>		再掲
	<p>2-3-2-04 学生等関係者向け学修成果等の状況報告パンフレット</p>		再掲
<p>【活動取組2-3-B】（FD/SD支援のための学内情報ロジスティクスの改善） 分析項目2-3-3に示したように、教員は半期ごとに授業点検を行っており、成績分布やアンケートデータはwebシステムで定期的に配布されている。ディプロマ・ポリシーの達成度や、カリキュラム・ポリシーに沿ってカリキュラムが運営されているかどうかについての学科等での点検なども、原則的にはwebシステムからの情報提供となるが、全学教育機構総合教育企画部門、教学システム・IR室においてオーダーメイドのデータリクエストにも対応しており、そのデータの一部は資料2-2-4-01などに示している。各現場で知りたい情報がある場合、教育改革推進委員会委員（教務委員長等）、全学教育機構総合教育企画部門兼務教員（各学部の教学点検担当委員長等）に連絡すれば、全学教育機構総合教育企画部門、教学システム・IR室から情報提供される体制がほぼできあがり、データ、エビデンスを用いた様々な意思決定や判断が行えるようになりつつある。</p>	<p>2-1-2-02 教育の内部質保証マニュアル</p>		再掲
	<p>2-3-3-01 DP達成度と学修成果に関する報告書</p>		再掲
	<p>2-2-4-01 設問およびデータ例（非公表）</p>		再掲
	<p>2-2-4-02 FD等でのデータ活用例（非公表）</p>		再掲
<p>【活動取組2-3-C】（第三者評価およびアドバイザーボードの活用） 分析項目2-3-4に示したように、第三者評価として教職大学院認証評価、JABEEを活用しており、特に工学部におけるJABEEを活用した教育プログラム単位の質保証の仕組みが全学の基本モデルとなっている（そのため、例えば、工学部においては改組後の課程についてもJABEEをパスできるレベルの点検・改善を実施し質の維持・向上を実施）。また、農学部国際フィールド農学センター（附属農場）では、JGAP認証（国立大学で2例目：平成30年度取得）を発展させる形で、令和2年12月にASIA GAP認証を取得し教育環境を充実させた。</p>	<p>2-3-4-01 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻認証評価結果(令和2年3月30日)</p>		再掲
	<p>2-3-4-02 JABEE対応状況</p>		再掲
	<p>2-3-4-03 理学部・JABEE認定結果（1プログラム）（非公表）</p>	非公表	再掲
	<p>2-3-4-04 工学部・JABEE認定結果（6プログラム）（非公表）</p>	非公表	再掲
	<p>2-3-4-05 ASIA GAP認証を取得(茨大HP)</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動取組2-3-Aについて、平成28年度から構築、運用している教育の内部質保証システムについては、先導的事例として第三者からも高い評価を受けている。 活動取組2-3-Bについて、FD/SDに等に必要なデータはWEBシステムから情報提供されるが、それ以外にもオーダーメイドのデータリクエストにも対応しており、データ、エビデンスを用いた様々な意思決定や判断を支援している。 活動取組2-3-Cについて、第三者評価やアドバイザーボードを積極的に活用し、外部の意見を教育改善に取り入れている。 			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則	第2条第1項第1号	再掲
	2-1-1-03 国立大学法人茨城大学内部質保証委員会細則	第2条第1項第2号	再掲
	2-4-1-01 国立大学法人茨城大学役員会規則		
	2-4-1-02 国立大学法人茨城大学教育研究評議会規則		
	2-4-1-03 国立大学法人茨城大学経営協議会規則		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-04 令和元年度第21回役員会議事要録（非公表）	非公表	
	2-4-1-05 令和元年度 第14回教育研究評議会 資料・議事要録（非公表）	非公表	
2-4-1-06 令和2年度第5回経営協議会 資料・議事要録（非公表）	非公表		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人茨城大学全学人事委員会細則（非公表）	非公表	
	2-5-1-02 国立大学法人茨城大学教員資格規程（非公表）	非公表	
	2-5-1-03 国立大学法人茨城大学大学院担当教員資格規程（非公表）	非公表	
	2-5-1-04 国立大学法人茨城大学教員の採用及び昇進等の選考に関する規程（非公表）	非公表	
	2-5-1-05 全学人事基本方針（非公表）	非公表	
	2-5-1-06 国立大学法人茨城大学教員のテニュアトラック制に関する規程（非公表）	非公表	
	2-5-1-07 茨城大学人文社会科学部人事委員会内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-08 人文社会科学部教員の採用及び昇進の選考に関する内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-09 茨城大学人文社会科学部テニュア獲得審査基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-10 茨城大学教育学部及び教育学研究科における教員の採用及び昇進等の選考に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-1-11 茨城大学教育学部及び大学院教育学研究科テニュア獲得審査基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-12 茨城大学教育学部人事委員会内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-13 茨城大学教育学部将来計画委員会内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-14 茨城大学理学部人事方針検討委員会内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-15 茨城大学理学部教員の採用及び昇進に関する選考基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-16 茨城大学理工学研究科理学分野テニュア獲得審査基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-17 茨城大学大学院理工学研究科工学分野教員の採用及び昇進の候補者選考に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-1-18 茨城大学工学部企画立案委員会内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-19 茨城大学大学院理工学研究科工学分野テニュア獲得審査基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-20 茨城大学大学院理工学研究科担当教員の選考に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-1-21 茨城大学農学部教員の採用及び昇進等の候補者選考に関する細則（非公表）	非公表	
2-5-1-22 茨城大学農学部テニュア獲得審査基準（非公表）	非公表		
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-23 教員採用及び昇任審査資料（非公表）	非公表		
2-5-1-24 選考結果報告（非公表）	非公表		

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 		
	2-5-1-23 教員採用及び昇任審査資料（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-24 選考結果報告（非公表）	非公表	再掲
<p>[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 		
	2-5-2-01 国立大学法人茨城大学就業規則（非公表）	第49条 非公表	
	2-5-2-02 国立大学法人茨城大学教員の勤労手当の支給に係る勤務評価規程（非公表）	非公表	
	2-5-2-03 国立大学法人茨城大学教員の業績評価に関する規程（非公表）	非公表	
	2-5-2-04 国立大学法人茨城大学年俸制適用教員の業績評価に関する規程（非公表）	非公表	
	2-5-2-05 国立大学法人茨城大学教職員賃金規程（非公表）	非公表	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 		
	2-5-2-06 国立大学法人茨城大学年俸制適用教員業績評価専門部会内規（非公表）	非公表	
	2-5-2-07 茨城大学人文社会科学部年俸制適用教員の業績評価に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-2-08 茨城大学教育学部及び大学院教育学研究科年俸制適用教員の業績評価に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-2-09 茨城大学理学部年俸制適用教員の業績評価に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-2-10 茨城大学大学院理工学研究科工学野年俸制適用教員の業績評価に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-2-11 茨城大学農学部年俸制適用教員の業績評価に関する細則（非公表）	非公表	
	2-5-2-12 年俸制適用者の基本給の見直しに関する取扱いについて（非公表）	非公表	
	2-5-2-13 教員業績評価 今後の検討・作業スケジュール（非公表）	非公表	
	2-5-2-14 決定事項検討事項一覧（非公表）	非公表	
	2-5-2-15 教員評価関係資料（非公表）	非公表	
<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ・反映される規定がある場合は明文化された規定類 		
	2-5-2-03 国立大学法人茨城大学教員の業績評価に関する規程（非公表）	非公表	再掲
	2-5-2-04 国立大学法人茨城大学年俸制適用教員の業績評価に関する規程（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-06 国立大学法人茨城大学教員のテニュアトラック制に関する規程（非公表）	非公表	再掲
	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 		

	2-5-2-04 国立大学法人茨城大学年俸制適用教員の業績評価に関する規程（非公表）	非公表	再掲
	2-5-2-13 教員業績評価 今後の検討・作業スケジュール（非公表）	非公表	再掲
	2-5-2-14 決定事項検討事項一覧（非公表）	非公表	再掲
	2-5-2-15 教員評価関係資料（非公表）	非公表	再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 国立大学法人茨城大学事務組織規程 2-5-5-02 国立大学法人茨城大学事務分掌要項 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-03 茨城大学工学部技術部組織細則 2-5-5-04 茨城大学保健管理規程 2-5-5-05 茨城大学機器分析センター規程 2-5-5-06 茨城大学IT基盤センター規程 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5-07 国立大学法人茨城大学ティーチング・アシスタント等の契約等に関する要項	第10条第1項第4～5号 第3条第1項第3号 第5条第1項第5号	
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じ、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-5-07 国立大学法人茨城大学ティーチング・アシスタント等の契約等に関する要項 2-5-6-01 TAガイダンス資料〈全学共通〉		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			
<p>【活動取組2-5-A】(FD/SDのオンライン・プラットフォーム化) 令和2年度においてIT基盤センターと全学教育機構が協働して、全20回のオンラインFD/SDを行い、遠隔授業のノウハウ、学生の実態などの情報共有の場を提供した。実施に当たっては、録画配信も組み合わせることで、これまでの課題であった時間的制約(全員の都合が揃う時間は無い)と距離的制約(3キャンパスだけでなく非常勤講師の先生方は各地に居住)を一定程度解消することができた。そのため、非常勤講師を含めた全構成員が参加可能となるFD/SDの「場」を形成でき、遠隔授業の円滑な導入に大いに貢献するとともに、本学全体の教育の質向上に寄与した。令和3年度においても概ね月2回のペースでFD/SDを実施している。</p>	<p>2-5-A-01 FDSD体系(プラットフォーム)化</p>		
	<p>2-5-A-02 第5回教育DX授業改善FDSD案内</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組2-5-Aについて、FD/SDをオンラインで行うことで時間的制約と距離的制約を解消して全構成員が参加可能となる「場」を形成し、遠隔授業の円滑な導入など、本学の教育の質向上に寄与した。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 令和2年度監事監査報告（非公表）	非公表	
	3-1-1-03 令和2年度会計監査人監査報告書（非公表）	非公表	
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年分）		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 30%以上乖離、経常損失計上の理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
[活動取組3-1-A]（財務レポートの公開） コストの見える化、教育研究活動の成果、さらには運営改善につなげることを目的に、毎年、財務レポートを作成、公表している。費用、収益、資産等の財務情報だけでなく、それらと関連する特色ある取組を加え、財務面から見た大学の姿を学内外で共有できるようになった。	3-1-A-01 財務レポート2020		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組3-1-Aについて、コストの見える化、教育研究活動の成果、さらには運営改善につなげることを目的に、毎年、財務レポートを作成・公表し、財務面から見た大学の姿を学内外で共有できるようになった。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 国立大学法人茨城大学役員会規則		
	3-2-1-02 国立大学法人茨城大学経営協議会規則		
	3-2-1-03 国立大学法人茨城大学教育研究評議会規則		
	3-2-1-04 国立大学法人茨城大学大学執行部会議細則		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	3-2-1-05 役職員等一覧		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2）		
	・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 茨城大学組織規則	第29-30条	
	3-3-1-02 茨城大学大学戦略・IR室規程	第5条	
	3-3-1-03 茨城大学監査室規程	第3条	
	3-3-1-04 茨城大学広報室規程	第4条	
	3-3-1-05 茨城大学ダイバーシティ推進室規程	第4条	
	3-3-1-06 国立大学法人茨城大学事務組織規程	第3条	
	3-3-1-07 国立大学法人茨城大学事務分掌要項		
	3-3-1-08 茨城大学工学部技術部組織細則		
	3-3-1-09 茨城大学研究・産学官連携機構規程	第5条	
	3-3-1-10 茨城大学保健管理規程	第10条	
3-3-1-11 茨城大学機器分析センター規程	第3条		
・事務組織の組織図			
3-3-1-12 組織図			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 3-5-1-01 国立大学法人茨城大学監事監査規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） 3-5-1-02 令和2年度監事監査計画（非公表）	非公表	
	3-5-1-03 令和2年度監事監査報告書詳細（非公表）	非公表	
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01 令和2年度会計監査人監査計画概要説明書（非公表）	非公表	
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-1-1-03 令和2年度会計監査人監査報告書（非公表）	非公表	再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） 3-5-3-01 茨城大学監査室規程		
	・ 内部監査に関する規定 3-5-3-02 国立大学法人茨城大学内部監査実施規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-03 令和2年度（2020年度）茨城大学内部監査計画（非公表）	非公表	
	3-5-3-04 令和2年定期監査結果報告書（非公表）	非公表	
	3-5-3-05 令和2年度科学研究費補助金等内部監査結果報告書（非公表）	非公表	
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 3-5-4-01 三者協議会議事要録（7月）（非公表）	非公表	
	3-5-4-02 四者協議会議事要録（7月）（非公表）	非公表	
	3-5-4-03 三者協議会議事要録（9月）（非公表）	非公表	
	3-5-4-04 四者協議会議事要録（9月）（非公表）	非公表	
	3-5-4-05 三者協議会議事要録（3月）（非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01 主要団地耐震化率・耐震化改修実施状況		
	4-1-3-02 老朽化への対応（茨城大学キャンパスマスタープラン）		
	4-1-3-03 老朽化への対応 インフラ長寿命化計画（個別施設計画）		
	4-1-3-04 バリアフリーマップ		
	・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-05 外灯・防犯カメラ配置図（非公表）	非公表	
	4-1-3-06 水戸キャンパス交通ルール		
4-1-3-07 防犯ブザー配付計画			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》調査票		
	4-1-4-02 無線LAN-AP 配置一覧		
	4-1-4-03 学修用パーソナル・コンピュータ貸与希望申請書		
	4-1-4-04 令和2年度PC貸出簿（非公表）	非公表	
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 2020本館		
	4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 2020工分館		

<p>[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>4-1-5-03 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 2020農分館</p> <p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6）</p> <p>4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p> <p>4-1-6-01 茨城大学・ラーニングcommons・アクティブラーニングスペース・共同学習スペースマップ</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>分析項目4-1-1について、学内LANに接続され、全学的な利用を目的としたPC台数が0台になっているのは、令和2年4月から全学BYOD化により、全学的な利用を目的としたPCは設置していないことによる。</p>			
<p>4-1-4-02無線LAN-AP 配置一覧のとおり、BYOD環境を整備している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組 4-1-A] (BYOD (Bring Your Own Device) の全学実施) 全学生がPCを持参し授業等において活用するBYOD (Bring Your Own Device) について、これまで段階的に導入を進めてきたが、令和2年度から学内の学生用共用PCを廃止し、完全実施した。これに合わせて、全教室にWi-Fiを整備しただけでなく、相談窓口の設置（4月には土日に臨時窓口設置を設置）や経済的事情によりPCを購入できない学生への在学中無償貸与制度、故障等に備えたPCの短期貸出し制度、PC保管用ロッカー、充電コーナーなどを導入し、すべての学生にPCを活用して学ぶ環境を提供できた。このことが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、円滑に遠隔授業を開始できたことにつながった。令和2年7月及び令和3年4月現在の情報環境に対する満足度は、肯定的回答（満足、概ね満足）が41.9%から66.2%へと増加、否定的回答（不満、やや不満）が28.2%から9.2%へと減少している。</p>	<p>4-1-A-01 R3年度新生生のパソコン支援状況</p> <p>4-1-A-02 オンライン学習環境の満足度</p> <p>4-1-4-02 無線LAN-AP 配置一覧</p> <p>4-1-4-03 学修用パーソナル・コンピュータ貸与希望申請書</p> <p>4-1-4-04 令和2年度PC貸出簿（非公表）</p>	<p></p> <p></p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>非公表</p> <p>再掲</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>
<p>[活動取組 4-1-B] (多様な財源を生かした施設整備) 多様な財源を活用した施設整備の例として、日立キャンパスにおいて、コンビニエンスストアを誘致し、40,694千円（総事業費の34%）の寄附金を用いて正門周辺の環境整備を行い、水戸キャンパスにおいて、65,235千円（総事業費の68%）の寄附金を用いて福利厚生施設（生協）の食堂スペースの増築を行った。これらにより、学生の利便性を高めた。</p>	<p>4-1-B-01 多様な財源を活用した改修整備等H29-R01</p> <p>4-1-B-02 日立キャンパス正門周辺整備</p> <p>4-1-B-03 日立キャンパスにおける大学院生考案の休憩所</p> <p>4-1-B-04 水戸キャンパスにおける食堂の拡充</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組 4-1-Aについて、BYODを実施するに際し、支援体制もセットで準備したことで、大学に数百台のPCを配置し管理・提供する体制から大きな混乱もなく移行することができた。学生の満足度も向上している。</p> <p>・活動取組 4-1-Bについて、多様な財源を活用して施設整備を行い、学生の利便性を高めた。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 全学教育機構学生支援部門細則			
	4-2-1-02 茨大なんでも相談室（学生支援センターHP）			
	4-2-1-03 茨大なんでも相談室（いばだいガイドブック2021）			
	4-2-1-04 茨城大学保健管理規程	第9-10条		
	4-2-1-05 茨城大学保健管理センター（学生支援センターHP）			
	4-2-1-06 茨城大学保健管理センター（いばだいガイドブック2021）			
	4-2-1-07 茨城大学キャリア支援室細則			
	4-2-1-08 キャリア支援室（キャリアセンターHP）			
	4-2-1-09 バリアフリー相談室（学生支援センターHP）			
	4-2-1-10 バリアフリー相談室（いばだいガイドブック）			
	4-2-1-11 R02各学部学生担任マニュアル			
	4-2-1-12 全学教育機構年報（学生支援部門抜粋）			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-13 ハラスメントの防止等に関する規程			
	4-2-1-14 ハラスメント防止・救済・対策ガイドライン			
	4-2-1-15 ハラスメントの相談（茨城大学HP）			
	4-2-1-16 キャンパス・ハラスメントの防止（いばだいガイドブック2021）			
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-17 在学生向け情報（茨城大学HP）			
4-2-1-18 学生支援（茨城大学HP）				
4-2-1-19 2021年度いばだいガイドブック				
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1-20 R02カウンセリング集計				
4-2-1-21 R02保健管理センター利用状況				
4-2-1-22 R02キャリア相談等実績一覧				

	4-2-1-23 R02バリアフリー推進室統計		
	4-2-1-24 R02学生担任一覧（非公表）	非公表	
	4-2-1-25 学生寮利用状況		
	4-2-1-26 学生生活実態調査		
[分析項目 4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
	4-2-2-01 サークル活動・団体一覧（茨城大学HP）		
	4-2-2-02 課外活動施設（いばだいガイドブック）		
	4-2-2-03 貸出物品一覧表		
	4-2-2-04 トレーニングルーム使用ルール等		
	4-2-2-05 R02活動施設実績一覧		
	4-2-2-06 R02支援実績一覧		
[分析項目 4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-3-01 2020年度外国人留学生新入生ガイダンス資料		
	4-2-3-02 外国人留学生チューターマニュアル		
	4-2-3-03 外国人留学生ガイドブック		
	4-2-3-04 国際交流会館要項		
	4-2-3-05 国際交流会館管理運営内規		
	4-2-3-06 工学部国際交流会館要項		
	4-2-3-07 工学部国際交流会館実施内規		
	4-2-3-08 農学部国際交流会館要項		
	4-2-3-09 農学部国際交流会館実施内規		
	4-2-3-10 国際交流会館（水戸地区）入居手引き		
	4-2-3-11 全学教育機構年報（国際教育部門抜粋）		
	4-2-3-12 チューター数（2019年度・2020年度）実績		
	4-2-3-13 R02国際交流会館入居状況		
	4-2-3-14 R02留学生奨学金受給状況		

	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 		
	4-2-3-15 グローバル教育センターウェブサイト（英語版）		
	4-2-3-16 International Exchange Student Guidebook		
	4-2-3-17 Ibaraki University International House(Mito District) Residence Guide		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） 		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 障がい学生のサポート周知		
	4-2-4-02 国立大学法人茨城大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程		
	4-2-4-03 全学教育機構学生支援部門細則	第10条, 第12条	
	4-2-4-04 茨城大学（学生支援センターHP）		
	4-2-4-05 2021年度いばだいガイドブック抜粋		
	4-2-4-06 バリアフリー推進室員名簿		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 		
	4-2-5-01 経済的支援制度（茨城大学HP抜粋）		
	4-2-5-02 経済的支援制度（2021年度いばだいガイドブック抜粋）		
	4-2-5-03 学内ワークスタディ（茨城大学HP）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 		
	4-2-5-04 R02日本学生支援機構奨学金利用実績		
	<ul style="list-style-type: none"> ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 		
	4-2-5-05 本学独自奨学金（茨城大学HP抜粋）		
	4-2-5-06 茨城大学奨学金給与要項		
	4-2-5-07 奨学金実績（R2年度）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 		
	4-2-5-08 茨城大学における大学等における修学の支援に関する法律に基づく入学金及び授業料の免除に関する規程		
	4-2-5-09 茨城大学入学金免除及び徴収猶予に関する規程		
	4-2-5-10 茨城大学における入学金免除等の選考に関する要項		
	4-2-5-11 茨城大学における被災学生に対する入学金免除の取扱いについて		
	4-2-5-12 茨城大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程		

	4-2-5-13 茨城大学における授業料等免除選考に関する要項		
	4-2-5-14 茨城大学における被災学生に対する授業料免除の取扱いについて		
	4-2-5-15 茨城大学成績優秀学生授業料免除規程		
	4-2-5-16 令和2年度後期学費免除実績		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-17 茨城大学学寮規程		
	4-2-5-18 茨城大学学寮入寮の選考に関する基準		
	4-2-5-19 学生寮（茨城大学HP抜粋）		
	4-2-5-20 学生寮（2021年度いばだいガイドブック抜粋）		
	4-2-1-25 学生寮利用状況		再掲
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-21 新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急学生支援（大学HP）(R2)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
<p>〔活動取組 4-2-A〕（海外渡航制限下での国際交流の取組）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、海外への学生派遣や留学生の往来が困難となる中、日本人学生と留学生の交流の場として「こんな時だからこそつながろう！茨城大学国際交流プロジェクト2020」を開始した。大学間交流協定校を中心とした海外大学との間でオンラインによる交流の場を提供した。令和2年度は計11回開催し、のべ約600名の学生・教職員が参加し交流を深めながら言語や異文化への理解を深めた。実施後の調査では本学学生の74%が相手校などに留学したいと回答し、協定校の参加学生も68%が茨城大学に留学したいと回答しており、協定校との学生交流推進に大きな役割を果たすことができた。</p>	4-2-A-01 つながろうプロジェクト2020の実績		
	4-2-A-02 国際交流イベントの案内		
<p>〔活動取組 4-2-B〕（緊急支援パッケージによる学生支援の実施）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの学生が経済的・精神的に苦しむ状況に置かれている状況の中、本学では全ての学生に安心・安全な大学生活を提供するため、新たな学生支援制度を含む「緊急支援パッケージ」を策定し、学生に対する独自の支援を行った。</p> <p>従来実施している修学支援事業と合わせて合計489名の学生に対し、合計19,736千円（給付：469名17,036千円、貸与：20名2,700千円）の経済的支援を実施した。加えて、下級生に対するメンター（指導・助言者）、学生ピアサポーター、授業におけるTAなどの就労機会の拡大、BYODに対応するための長期・短期のPC貸し出し（のべ約50名）、図書館資料の送付貸出し（約300件）を行った。特に、ほぼすべてを遠隔で実施せざるを得なかった令和2年度前期においては、担任も各種相談窓口もオンラインを駆使し、きめ細かい相談体制を運用した。</p>	4-2-5-21 新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急学生支援（大学HP）(R2)		再掲
	4-2-B-01 緊急事態措置に伴う緊急学生支援(大学HP)(R3)		

<p>[活動取組 4-2-C] (メンタルヘルスを含む学生相談体制の充実) 平成28年度に「バリアフリー推進室」(専任教員1名)を設置し、3キャンパス(水戸、日立、阿見)に学生相談カウンセラーを配置、メンタルヘルスを含む学生相談体制を充実させた。平成30年度以降「ゲートキーパー養成講座」など学生のメンタルヘルス理解のためのFD/SDを開催している。保健管理センターでは全学生対象の「メンタルヘルススクリーニング(web問診)」を実施し、ケアが必要な学生を早期発見、早期対応する体制を構築している。 平成28年度に「ピアサポート制度」も導入し、平成30年度にはピアサポーター認定制度及び「ピアサボ室」を整備、学生が学生を支援する学修支援も実現した。さらに、アクセシビリティリーダー2級の受験資格が得られるよう大学としての登録手続を行い、平成29年度15名(全国合格者の約1割を占める)、平成30年度9名、令和元年度11名、令和2年度16名と継続して合格者を輩出している。</p>	<p>4-2-C-01 バリアフリー推進室を中心とした学生支援体制の概要</p>	
	<p>4-2-C-02 バリアフリー推進室/なんでも相談室 主要数値</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 活動取組 4-2-AIについて、オンライン会議の特性(低コスト、時間的、距離的制約低減)を活かし、学生らの国際交流に対する「ハードル」を下げ、実地に交流ができるまでの留学へのモチベーションの維持・向上モデルの実践と発展を続けている。 活動取組 4-2-BIについて、経済的支援の満足度については、前年度と比べ特段の変化はなく(新型コロナウイルス感染症部分については概ねカバー)、相談対応に対する満足度は向上している。 		
<ul style="list-style-type: none"> 活動取組 4-2-CIについて、専任教員とカウンセラーだけでなく、学生の能力開発を行いピアサポーターとして活躍してもらう制度を構築するなど、修学に際しての身体的および心のバリアフリー化を推進することができた。 		
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>		

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッションポリシー（学士課程） 5-1-1-02 アドミッションポリシー（大学院）「令和2年度第10回入学戦略会議（一部抜粋）」 （非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	5-2-1-01 令和3年度入学者選抜要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-02 令和3年度学生募集要項（一般）（非公表）	非公表		
	5-2-1-03 令和3年度学生募集要項（推薦）（非公表）	非公表		
	5-2-1-04 令和3年度学生募集要項（私費外国人留学生）（非公表）	非公表		
	5-2-1-05 理学部学生募集要項（総合型選抜）（非公表）	非公表		
	5-2-1-06 工学部学生募集要項（総合型選抜・都市システム工学科）（非公表）	非公表		
	5-2-1-07 農学部学生募集要項（帰国子女）（非公表）	非公表		
	5-2-1-08 教育学部3年次編入学学生募集要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-09 理学部3年次編入学学生募集要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-10 工学部3年次編入学学生募集要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-11 農学部3年次編入学学生募集要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-12 人文社会科学部研究科学生募集要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-13 教育学部研究科学生募集要項（教育実践高度化専攻）（非公表）	非公表		
	5-2-1-14 理工学研究科博士前期課程学生募集要項（推薦・一般・社会人・3年次編入学）（非公表）	非公表		
	5-2-1-15 理工学研究科博士前期課程学生募集要項（外国人留学生）（非公表）	非公表		
	5-2-1-16 農学研究科学生募集要項（一般・社会人・外国人留学生）（非公表）	非公表		
	5-2-1-17 農学研究科学生募集要項（推薦）（非公表）	非公表		
	5-2-1-18 理工学研究科博士後期課程学生募集要項（一般・社会人・外国人）（非公表）	非公表		
	5-2-1-19 理工学研究科博士後期課程学生募集要項（進学者）（非公表）	非公表		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
	5-2-1-20 教育学部一般選抜（前期）面接試験実施要領（非公表）	非公表		
	5-2-1-21 教育学部一般選抜（前期）実技試験実施要領（非公表）	非公表		
	5-2-1-22 人文社会科学部学校推薦型選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表		
5-2-1-23 教育学部学校推薦型選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表			
5-2-1-24 教育学部学校推薦型選抜実技試験実施要領（非公表）	非公表			
5-2-1-25 理学部学校推薦型選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表			

5-2-1-26 理学部総合型選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-27 工学部学校推薦型選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-28 工学部総合型選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-29 農学部学校推薦型選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-30 人文社会科学部私費外国人留学生選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-31 教育学部私費外国人留学生選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-32 理学部私費外国人留学生選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-33 工学部私費外国人留学生選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-34 農学部私費外国人留学生選抜面接試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-35 教育学部3年次編入学試験実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-36 理学部3年次編入学試験面接要領（非公表）	非公表	
5-2-1-37 工学部3年次編入学試験面接実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-38 農学部編入学試験面接試験ガイドライン（非公表）	非公表	
5-2-1-39 人文社会科学研究科入試における口述試験評価基準について（非公表）	非公表	
5-2-1-40 理工学研究科博士前期課程 面接（口頭試問を含む）実施におけるガイドライン（非公表）	非公表	
5-2-1-41 農学研究科 面接（口頭試問を含む）実施におけるガイドライン（非公表）	非公表	
・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
5-2-1-42 茨城大学アドミッションセンター規程（非公表）	非公表	
5-2-1-43 茨城大学アドミッションセンター運営会議細則（非公表）	非公表	
5-2-1-44 茨城大学人文社会科学部入学試験実施委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-45 茨城大学教育学部入学試験実施委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-46 茨城大学理学部入学委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-47 茨城大学工学部入学者選抜実施委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-48 茨城大学農学部入学試験実施委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-49 茨城大学大学院人文社会科学研究科専門委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-50 茨城大学大学院教育学研究科委員会専門委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-51 茨城大学大学院理工学研究科博士前期課程入学者選考実施委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-52 茨城大学大学院農学研究科入学試験実施委員会内規（非公表）	非公表	
5-2-1-53 茨城大学入学資格審査要項（非公表）	非公表	
5-2-1-54 茨城大学入学資格審査基準（非公表）	非公表	

5-2-1-55 アドミッションセンターの組織と体制（非公表）	非公表	
・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-56 茨城大学入学者選考に関する実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-57 一般選抜・帰国子女選抜実施要綱（非公表）	非公表	
5-2-1-58 一般選抜実施計画（全学部）（非公表）	非公表	
5-2-1-59 学校推薦型選抜・総合型選抜実施要綱（非公表）	非公表	
5-2-1-60 学校推薦型選抜・総合型選抜実施計画（全学部）（非公表）	非公表	
5-2-1-61 私費外国人留学生選抜実施要綱（非公表）	非公表	
5-2-1-62 私費外国人留学生選抜実施計画（全学部）（非公表）	非公表	
5-2-1-35 教育学部3年次編入学試験実施要項（非公表）	非公表	再掲
5-2-1-63 理学部3年次編入学試験実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-64 工学部3年次編入学試験実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-65 農学部3年次編入学試験実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-66 人文社会科学研究科入学選抜試験（秋入試）実施計画書（非公表）	非公表	
5-2-1-67 人文社会科学研究科入学選抜試験（春入試）実施計画書（非公表）	非公表	
5-2-1-68 教育学研究科入学試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-69 理工学研究科博士前期課程（理学専攻）入試実施要項（一般）（非公表）	非公表	
5-2-1-70 理工学研究科博士前期課程（理学専攻）入試実施要項（推薦）（非公表）	非公表	
5-2-1-71 理工学研究科博士前期課程（工学専攻）入学試験実施要項（一般・社会人・外国人留学生）（非公表）	非公表	
5-2-1-72 理工学研究科博士前期課程（工学専攻）入学試験実施要項（推薦）（非公表）	非公表	
5-2-1-73 農学研究科入学試験実施要項（一般・社会人・外国人留学生）（非公表）	非公表	
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-74 2021年度茨城大学入学選抜の骨子について等（非公表）	非公表	
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること		
・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
5-2-2-01 茨城大学入学選考に関する規程（非公表）	非公表	
5-2-1-42 茨城大学アドミッションセンター規程（非公表）	非公表	再掲
5-2-2-02 茨城大学入学選抜方法検討専門委員会細則（非公表）	非公表	
5-2-1-43 茨城大学アドミッションセンター運営会議細則（非公表）	非公表	再掲
5-2-2-03 茨城大学人文社会科学部入学試験企画委員会内規（非公表）	非公表	

	5-2-2-04 茨城大学教育学部入学者選抜方法研究委員会内規（非公表）	非公表	
	5-2-1-46 茨城大学理学部入学委員会内規（非公表）	非公表	再掲
	5-2-2-05 茨城大学工学部入学者選抜方法検討委員会内規（非公表）	非公表	
	5-2-1-48 茨城大学農学部入学試験実施委員会内規（非公表）	非公表	再掲
	5-2-1-49 茨城大学大学院人文社会科学研究科専門委員会内規（非公表）	非公表	再掲
	5-2-1-50 茨城大学大学院教育学研究科委員会専門委員会内規（非公表）	非公表	再掲
	5-2-1-51 茨城大学大学院理工学研究科博士前期課程入学者選考実施委員会内規（非公表）	非公表	再掲
	5-2-1-52 茨城大学大学院農学研究科入学試験実施委員会内規（非公表）	非公表	再掲
	5-2-1-55 アドミッションセンターの組織と体制（非公表）	非公表	再掲
	5-2-2-06 茨城大学における学生受入の内部質保証の実施に関する要項（非公表）	非公表	
	・学生受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-07 入試区別年次前期成績（非公表）	非公表	
	5-2-2-08 アドミッションセンターFD/SD資料（非公表）	非公表	
	5-2-2-09 平成31年度 第1回入学戦略会議〔一部抜粋〕現状把握と改善策の例（非公表）	非公表	
	5-2-2-10 令和元年度 第2回入学戦略会議〔一部抜粋〕改善事例（非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			
<p>【活動取組5-2-A】（入試広報活動の改善）</p> <p>入試広報活動については、新入生アンケートにおいて、「入学前どのような方法で茨城大学の情報を得たか」との問いに「高校担任から」という回答割合が最も高いことを踏まえ、アドミッション・オフィサーによる県内外高校への情報提供、進学ガイダンスへの参加、高等学校教諭を対象とした説明会など、高等学校を対象とする入試広報を積極的に実施した。また、受験生向けには、茨城大学1day キャンパスなどのイベントや、令和元年度に大幅リニューアルした大学HPの入試情報サイト、ツイッター等を活用した入試広報を実施した。</p>	5-2-A-01 令和2年度入試広報活動（非公表）	非公表	
	5-2-A-02 令和元年度入試広報活動（非公表）	非公表	
	5-2-A-03 茨城大学1day キャンパスポスター		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組5-2-Aについて、入試広報などにおいても、データによる現状把握を起点に、改善を進める体制が機能しており、実際の活動の改善が進展している。			

【改善を要する事項】

該当なし

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2			
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2			
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-3-1-01 令和元年度法人評価実績報告書に関する質問事項及び回答（非公表）	非公表		
	5-3-1-02 第1回内部質保証委員会議事概要（非公表）	非公表		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
分析項目5-3-1について、大学院理工学研究科博士後期課程において、定員充足が十分でない状況である。これまで、5-3-1-01に示す対策を行ってきたことに加え、令和3年度からは理工学研究科においてさらなる定員充足方を検討している。更に、令和2年度からの内部質保証体制の本格導入に伴って設置された内部質保証委員会において、「大学の問題」として改めてとらえ、令和3年7月の内部質保証委員会において理工学研究科からの現状分析結果、改善計画案の提案があり、全学的に協議することとなっている。 大学院人文社会科学研究科においては、改組後初年度であるが、定員充足が十分でなかった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により留学生および社会人学生の入学が少なかったからである。新カリキュラムの運営をしつつ「コロナ後」の世界の中で留学生および社会人学生がより学びやすい手法等についても検討している。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。				
該当なし				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たさない				
【優れた成果が確認できる取組】				
該当なし				
【改善を要する事項】				
理工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。全学的に対応を進めている。				

領域6 基準の判断 総括表

茨城大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考	
01	人文社会科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
02	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
03	理学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
04	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
05	農学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
06	人文社会科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	R3.4.1改組	
07	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	R3.4.1改組	
08	理工学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
09	農学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-4-A] (クォーター制を活かした中長期学外学修プログラム(iOP)の導入) 本学では、平成29年度より3年次の第3クォーターには原則的に必修科目を置かず、夏季休業期間を合わせ約5ヶ月間、学生が自発的に海外研修、インターンシップなどの学外学修を行うことができるプログラム(iOP : internship Off-campus Program)を設けた。これまで724名の学生がこの制度を利用し、様々な学外活動を行った。優れた学生の取組は「iOP-AWARD」として顕彰し、先輩から後輩への活かしたノウハウや取組モデルの継承を行っている。	6-4-A-01 (00)iOPハンドブック		
	6-4-A-02 (00)茨城大学iOPガイドブック		
	6-4-A-03 (00)令和2年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-04 (00)令和元年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-05 (00)iOPアワード 表彰式		
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-4-Aについて、学外学修プログラムにより、学生の自立性の向上、問いを見つける力の涵養を促しており、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力の獲得を正課活動で行うだけでなく、このような準正課活動からの強化を進めている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-4-A] (クォーター制を活かした中長期学外学修プログラム(iOP)の導入) 本学では、平成29年度より3年次の第3クォーターには原則的に必修科目を置かず、夏季休業期間を合わせ約5ヶ月間、学生が自発的に海外研修、インターンシップなどの学外学修を行うことができるプログラム(iOP : internship Off-campus Program)を設けた。これまで724名の学生がこの制度を利用し、様々な学外活動を行った。優れた学生の取組は「iOP-AWARD」として顕彰し、先輩から後輩への活かしたノウハウや取組モデルの継承を行っている。	6-4-A-01 (00)iOPハンドブック		
	6-4-A-02 (00)茨城大学iOPガイドブック		
	6-4-A-03 (00)令和2年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-04 (00)令和元年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-05 (00)iOPアワード 表彰式		
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-4-Aについて、学外学修プログラムにより、学生の自立性の向上、問いを見つける力の涵養を促しており、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力の獲得を正課活動で行うだけでなく、このような準正課活動からの強化を進めている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-4-A] (クォーター制を活かした中長期学外学修プログラム(iOP)の導入) 本学では、平成29年度より3年次の第3クォーターには原則的に必修科目を置かず、夏季休業期間を合わせ約5ヶ月間、学生が自発的に海外研修、インターンシップなどの学外学修を行うことができるプログラム(iOP : internship Off-campus Program)を設けた。これまで724名の学生がこの制度を利用し、様々な学外活動を行った。優れた学生の取組は「iOP-AWARD」として顕彰し、先輩から後輩への活きたノウハウや取組モデルの継承を行っている。	6-4-A-01 (00)iOPハンドブック		
	6-4-A-02 (00)茨城大学iOPガイドブック		
	6-4-A-03 (00)令和2年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-04 (00)令和元年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-05 (00)iOPアワード 表彰式		
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-4-Aについて、学外学修プログラムにより、学生の自立性の向上、問いを見つける力の涵養を促しており、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力の獲得を正課活動で行うだけでなく、このような準正課活動からの強化を進めている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-4-A】（クォーター制を活かした中長期学外学修プログラム(iOP)の導入) 本学では、平成29年度より3年次の第3クォーターには原則的に必修科目を置かず、夏季休業期間を合わせ約5ヶ月間、学生が自発的に海外研修、インターンシップなどの学外学修を行うことができるプログラム（iOP：internship Off-campus Program）を設けた。これまで724名の学生がこの制度を利用し、様々な学外活動を行った。優れた学生の取組は「iOP-AWARD」として顕彰し、先輩から後輩への活きたノウハウや取組モデルの継承を行っている。	6-4-A-01 (00)iOPハンドブック		
	6-4-A-02 (00)茨城大学iOPガイドブック		
	6-4-A-03 (00)令和2年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-04 (00)令和元年度 iOPエントリー実績データ		
	6-4-A-05 (00)iOPアワード 表彰式		
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-4-Aについて、学外学修プログラムにより、学生の自立性の向上、問いを見つける力の涵養を促しており、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力の獲得を正課活動で行うだけでなく、このような準正課活動からの強化を進めている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)大学院 修士課程・博士前期課程のポリシー		
	6-1-1-02 (06)大学院人文社会科学研究科（修士課程）のポリシー(茨大HP)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-1-1-01 (00)大学院 修士課程・博士前期課程のポリシー		再掲
	6-1-1-02 (06)大学院人文社会科学研究科(修士課程)のポリシー(茨大HP)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)大学院 修士課程・博士前期課程のポリシー		再掲
	6-1-1-02 (06)大学院人文社会科学研究科(修士課程)のポリシー(茨大HP)		再掲
	6-2-2-01 (06)令和2年度第10回教育改革推進委員会議事要録(非公表)	非公表	
	6-2-2-02 (06)研究科委員会議事要録(第2回)(非公表)	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)			
	6-3-1-01 (06)授業科目区分と修了要件(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-3-1-02 (06)履修モデル(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-3-1-03 (06)茨城大学人文社会科学研究科人文科学専攻における履修プログラム等に関する申し合わせ(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-3-1-04 (06)地域政策研究(社会人)コース専門科目履修ガイドライン(学生用)(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-3-1-05 (06)授業科目 大学院共通科目(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-3-1-06 (06)授業科目 21LM以降入学者対象(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)			
	6-3-1-05 (06)授業科目 大学院共通科目(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)		再掲	
	6-3-1-06 (06)授業科目 21LM以降入学者対象(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)		再掲	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果			
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料			
	・シラバス			
	6-3-2-01 (00)2021シラバス			
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料				
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類			
	6-3-3-01 (00)茨城大学大学院学則(第18条、第20条)	第18条、第20条		
[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)			
	6-3-4-01 (06)茨城大学大学院人文社会科学研究科規程(第4条)	第4条		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料			
	6-3-4-02 (06)研究指導教員の研究指導等に関する申し合わせ(令和3年4月21日人文社会科学研究科委員会決定)			
	6-3-4-03 (06)履修指導、及び研究指導(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-3-4-04 (06)茨城大学大学院人文社会科学研究科 研究指導計画書			
	6-3-4-05 (06)茨城大学大学院人文社会科学研究科 研究指導報告書			

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06 (06)研究指導科目(人文科学研究法)シラバス		
	6-3-4-07 (06)研究指導科目(社会科学研究法)シラバス		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-08 (00)教育支援者、教育補助者一覧		
	6-3-4-09 (06)国立大学法人茨城大学ティーチング・アシスタント等の契約等に関する要項		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)令和3年度 茨城大学学年暦		
	6-4-1-02 (00)令和3年度 茨城大学授業カレンダー		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)令和3年度 茨城大学学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)令和3年度 茨城大学授業カレンダー		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2021シラバス		再掲
	6-4-2-01 (00)茨城大学シラバスガイド(令和2年12月)		
	6-4-2-01 (06)テクノロジーと人間社会Ⅰシラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)2021シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2021シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-4-6-01 (00)茨城大学大学院学則(第16条)	第16条	
	6-4-6-02 (06)2021年度 茨城大学大学院人文社会科学研究科新入生ガイダンス資料(抜粋)		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>分析項目6-4-2について、本学では平成29年度から前学期・後学期それぞれ16週（15週＋定期試験）にわたって授業を実施する方法（セメスター制）と、各学期をさらに半分に分け、8週で授業を完結する方法（クォーター制）を併用して授業を開講する2学期クォーター制を導入している。クォーターで開講している授業科目は、期末試験を実施する場合、1単位の場合7.5回分の授業＋0.5回分の期末試験、2単位の場合週2回授業で8週 15回＋1回の期末試験により行っている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (06)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (06)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (06)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (06)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度について		
	6-5-4-02 (00)チューター数(2019年度・2020年度)実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)障がい学生のサポート		
	6-5-4-04 (00)R02バリアフリー推進室統計		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)大学院における新しい成績評価基準(平成26年6月9日大学院委員会決定)		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-6-1-02 (06)成績評価基準(2021年度_大学院学生便覧_抜粋)		
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-6-2-01 (06)2021年度_茨城大学大学院人文社会科学研究科新生ガイダンス資料(抜粋)		
	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)茨城大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項		
	6-6-4-02 (06)大学院成績評価に関する問い合わせに対する対応(2021年度_大学院学生便覧_抜粋)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (00)国立大学法人茨城大学法人文書管理規程		
	6-6-4-04 (00)法人文書の保存期間基準及び保存期間満了時の措置の設定基準	P.12	
	6-6-4-05 (00)国立大学法人茨城大学法人文書管理規程 別表第2_抜粋		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目6-6-3について、人文社会科学研究科は令和3年4月に設置したばかりであり、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認した実績は現時点ではないが体制は構築した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	6-7-1-01 (06)茨城大学大学院学則(第21条)	第21条		
	6-7-1-02 (06)茨城大学学位規則(第4条)	第4条		
	6-7-1-03 (06)茨城大学大学院人文社会科学研究科規程(第12条)	第12条		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	6-7-1-04 (06)茨城大学学位規則(第11条-第17条)	第11条-第17条		
	6-7-1-05 (06)国立大学法人茨城大学組織規則(第18条の6)	第18条の6		
	6-7-1-06 (06)茨城大学大学院人文社会科学研究科委員会細則(第3条)	第3条		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-7-1-01 (06)茨城大学大学院学則(第21条)	第21条	再掲	
	6-7-2-01 (06)茨城大学学位規則(第21条)	第21条		
	6-7-2-02 (06)学位論文の審査及び最終試験実施要項(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-7-2-03 (06)学位論文審査基準・最終試験実施要領(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-7-2-04 (06)「特定の課題についての研究の成果の審査」について(平成29年10月18日 人文社会科学研究科委員会決定)			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	6-7-1-04 (06)茨城大学学位規則(第11条-第17条)	第11条-第17条	再掲	
	6-7-1-05 (06)国立大学法人茨城大学組織規則(第18条の6)	第18条の6	再掲	
	6-7-1-06 (06)茨城大学大学院人文社会科学研究科委員会細則(第3条)	第3条	再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-7-2-03 (06)学位論文審査基準・最終試験実施要領(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)		再掲	
	6-7-2-04 (06)「特定の課題についての研究の成果の審査」について(平成29年10月18日 人文社会科学研究科委員会決定)		再掲	
	6-7-3-01 (06)授業科目区分と修了要件(2021年度 大学院学生便覧 抜粋)			
	6-7-3-02 (06)2021年度 茨城大学大学院人文社会科学研究科新入生ガイダンス資料(抜粋)			

[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-02 (06)学位論文の審査及び最終試験実施要項 (2021年度 大学院学生便覧 抜粋)		再掲
	6-7-2-03 (06)学位論文審査基準・最終試験実施要領 (2021年度 大学院学生便覧 抜粋)		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-02 (06)学位論文の審査及び最終試験実施要項 (2021年度 大学院学生便覧 抜粋)		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目6-7-4について、人文社会科学研究科は令和3年4月に設置したばかりであり、完成年度(令和4年度)を迎えていないため、修了に係る「教授会等での審議状況等の資料」の実績はまだないが体制は構築した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 基準6-8について、人文社会科学研究科は令和3年4月に設置したばかりであり、完成年度(令和4年度)を迎えていないため、分析項目に係る実績はまだないが体制は構築した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

【改善を要する事項】

該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)大学院 修士課程・博士前期課程のポリシー		
	6-1-1-02 (07)大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(教職大学院)(教職修士)のポリシー(茨大HP)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-1-1-01 (00)大学院 修士課程・博士前期課程のポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-1-1-02 (07)大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(教職大学院)(教職修士)のポリシー(茨大HP)		再掲
	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)大学院 修士課程・博士前期課程のポリシー		再掲
	6-1-1-02 (07)大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(教職大学院)(教職修士)のポリシー(茨大HP)		再掲
	6-2-2-01 (07)令和2年度第6回教育改革推進委員会議事要録(非公表)	非公表	
	6-2-2-02 (07)令和2年度教育学研究科委員会議事要録(令和2年7月15日開催)(非公表)	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (07)カリキュラムモデル（令和3年度 大学院学生便覧 抜粋）		
	6-3-1-02 (07)DPと授業科目との関係（非公表）	非公表	
	6-3-1-03 (07)DPと授業科目との関係学生向け通知		
	6-3-1-04 (07)DPと授業科目との関係教員向け通知		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-05 (07)授業科目一覧（令和3年度 大学院学生便覧 抜粋）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2021シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)茨城大学大学院学則（第18条、第20条）	第18条、第20条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、 T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目 6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)令和3年度 茨城大学学年暦		
	6-4-1-02 (00)令和3年度 茨城大学授業カレンダー		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)令和3年度 茨城大学学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)令和3年度 茨城大学授業カレンダー		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2021シラバス		再掲
	6-4-2-01 (00)茨城大学シラバスガイド(令和2年12月)		
	6-4-2-01 (07)カリキュラム・マネジメントの理論と実践Iシラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)2021シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2021シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
	6-4-5-01 (07)茨城大学教育学研究科規程改正対照表		
	6-4-5-02 (07)令和3年度教育学研究科委員会議事要録(令和3年6月16日開催)		
	6-4-5-03 (07)1年間に履修可能な単位数(令和3年度 大学院学生便覧 抜粋)		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-4-6-01 (00)茨城大学大学院学則(第16条)	第16条	
	6-4-6-02 (07)茨城大学大学院教育学研究科規程(第8条)	第8条	
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
	6-4-8-01 (07)教職大学院に係る連携協力校承諾書		

<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>分析項目6-4-2について、本学では平成29年度から前学期・後学期それぞれ16週（15週+定期試験）にわたって授業を実施する方法（セメスター制）と、各学期をさらに半分に分け、8週で授業を完結する方法（クォーター制）を併用して授業を開講する2学期クォーター制を導入している。クォーターで開講している授業科目は、期末試験を実施する場合、1単位の場合7.5 回分の授業+0.5 回分の期末試験、2単位の場合週2回授業で8週 15 回+1回の期末試験により行っている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (07)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (07)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (07)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (07)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度について		
	6-5-4-02 (00)チューター数(2019年度・2020年度)実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)障がい学生のサポート		
	6-5-4-04 (00)R02バリアフリー推進室統計		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (00) 大学院における新しい成績評価基準 (平成26年6月9日大学院委員会決定)		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (07) 試験及び成績評価 (令和3年度 大学院学生便覧 抜粋)		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00) 教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00) 茨城大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項		
	6-6-4-02 (07) 試験及び成績評価 (令和3年度大学院学生便覧 抜粋)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (00) 国立大学法人茨城大学法人文書管理規程		
	6-6-4-04 (00) 法人文書の保存期間基準及び保存期間満了時の措置の設定基準		
6-6-4-05 (00) 国立大学法人茨城大学法人文書管理規程 別表第2 抜粋			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目6-6-3について、教育学研究科は令和3年4月に設置したばかりであり、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認した実績は現時点ではないが体制は構築した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (07)茨城大学大学院学則(第22条の2)	第22条の2	
	6-7-1-02 (07)茨城大学学位規則(第5条の2)	第5条の2	
	6-7-1-03 (07)茨城大学大学院教育学研究科規程(第14条)	第14条	
	6-7-1-04 (07)修了要件と学位(令和3年度 大学院学生便覧 抜粋)		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-05 (07)茨城大学学位規則(第11条-第17条)	第11条-第17条	
	6-7-1-06 (07)国立大学法人茨城大学組織規則(第18条の6) 6-7-1-07 (07)茨城大学大学院教育学研究科委員会細則(第3条)	第18条の6 第3条	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-1-04 (07)修了要件と学位(令和3年度 大学院学生便覧 抜粋)		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目6-7-4について、教育学研究科は令和3年4月に設置したばかりであり、完成年度（令和4年度）を迎えていないため、修了に係る「教授会等での審議状況等の資料」の実績はまだないが体制は構築した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-1-01 (00)教育の内部質保証マニュアル(抜粋)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 基準6-8について、教育学研究科は令和3年4月に設置したばかりであり、完成年度(令和4年度)を迎えていないため、分析項目に係る実績はまだないが体制は構築した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

【改善を要する事項】

該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			